

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和元年度第2四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 (随意契約理由書番号)
1	八尾工場ごみピット火災検知装置修繕 (その2)	09C清掃施設 工事	八尾工場	能美防災(株)	1,328,400	令和元年7月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
2	西淀工場1号炉炉体設備ほか緊急補 修工事	09C清掃施設 工事	西淀工場	(株)タクマ	1,987,200	令和元年7月4日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号及び 第5号	K 6, K 9
3	西淀工場クレーン設備整備工事	09C清掃施設 工事	西淀工場	(株)日立プラントメカニ クス	35,640,000	令和元年7月8日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
4	鶴見工場非常用発電機修繕	09C清掃施設 工事	鶴見工場	日立造船(株)	1,512,000	令和元年7月9日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
5	舞洲工場クレーンバケット整備工事	09C清掃施設 工事	舞洲工場	(株)福島製作所	8,748,000	令和元年7月19日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
6	八尾工場中間点検整備工事	09C清掃施設 工事	八尾工場	三菱重工環境・化 学エンジニアリング(株)	27,540,000	令和元年7月19日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
7	西淀工場計装設備整備工事	09C清掃施設 工事	西淀工場	富士電機(株)	16,200,000	令和元年7月26日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
8	舞洲工場クレーン設備整備工事	09C清掃施設 工事	舞洲工場	富士ホイスト工業(株)	8,748,000	令和元年8月8日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
9	平野工場クレーン設備整備工事	09C清掃施設 工事	平野工場	富士ホイスト工業(株)	7,344,000	令和元年8月8日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
10	西淀工場クレーンバケット整備工事	09C清掃施設 工事	西淀工場	(株)福島製作所	8,316,000	令和元年8月9日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
11	西淀工場焼却設備整備工事	09C清掃施設 工事	西淀工場	(株)タクマ	410,832,000	令和元年8月19日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
12	環境事業局西淀川工場線ケーブル取替 工事におけるGIS工事	09C清掃施設 工事	西淀工場	(株)タクマ	12,420,000	令和元年8月26日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和元年度第2四半期分

整理 番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 (随意契約理由書番号)
13	平野工場焼却設備中間点検整備工事	09C清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング(株)	34,128,000	令和元年8月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
14	八尾工場1号ボイラ設備ほか緊急復旧工事	09C清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	7,344,000	令和元年9月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
15	鶴見工場1号炉ボイラ水管緊急工事	09C清掃施設工事	鶴見工場	日立造船(株)	5,508,000	令和元年9月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
16	舞洲工場電気計装設備整備工事	09C清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	472,284,000	令和元年9月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場ごみピット火災検知装置修繕（その2）

2 契約の相手方

能美防災（株）

3 随意契約理由

当工場のごみピット火災検知装置は、ごみピット放水銃と組み合わせてごみピット火災の初期消火を行うものであり、能美防災（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものである。

当工場のごみピット火災検知装置を設計・施工した会社以外では、整備技術の対応が不可能であり、装置全体の性能、作動状態等について保証することが出来ない。

よって、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は能美防災（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場

（電話番号072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場 1号炉炉体設備ほか緊急補修工事

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

西淀工場の炉体投入ホッパーは供給されたごみを一時貯えて、炉内に供給するための設備である。またフライトコンベヤは焼却炉でごみを燃やした後できた灰を灰ピットに運ぶ設備である。炉体投入ホッパーの水冷ジャケットから水漏れが発生していることや、フライトコンベヤ停止により灰を排出できなくなることによって、炉の運転が不可能な状況となっていることから速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。当該焼却工場は、ごみの中間処理施設であるが、今回の事象により焼却工場の安定運転を継続することが不可能であり、ごみ処理事業に多大な支障を来すことが懸念される。当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピット貯留容量の限界を超えることが予測されるため、一般ごみ収集の停止といった危険性もあり、ごみ処理計画及び市民サービスに甚大な影響を与えかねない。このため、今回の緊急補修工事を実施する必要がある。

当工場の焼却設備は、株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

(株) 日立プラントメカニクス

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のごみの焼却処理を24時間連続で行っている。クレーン設備は、じん芥クレーンと灰クレーン設備があり、じん芥クレーンは焼却炉にごみを供給するため使用するもので、灰クレーンは灰をトラックに積み込むのに使用している。設備を構成する機器は機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより機器の性能や能力を維持し、クレーン設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、(株)日立プラントメカニクスにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)日立プラントメカニクスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場非常用発電機修繕

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

本修繕は、当工場の非常用発電機の運転時に不具合が生じたため修繕を行うものである。

当工場の非常用発電機は焼却設備の一構成設備であり、焼却設備は日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計施工したものである。本修繕については、設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、修繕後の設備の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 鶴見工場

（電話番号06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場クレーンバケット整備工事

2 契約相手方

(株)福島製作所

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場クレーンバケットは、一般廃棄物処理施設に搬入されたごみを積み替え・攪拌・投入作業で24時間連続で稼働させる必要がある。このようにバケットを構成する機器や部材は、機械的な運動や過酷な使用環境により、摩耗や劣化が進行しやすいことから、今回消耗部品や機器の取替を行い適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーンバケットは(株)福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事においてクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場
(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場中間点検整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本整備工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場
(電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場計装設備整備工事

2 契約の相手方

富士電機（株）

3 随意契約理由

当工場の電気計装設備は、富士電機（株）において独自の技術により一括責任で設計・施工したものである。本工事については、電気計装設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の電気計装設備を施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ない。

以上の事から、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

富士ホイスト工業（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設に含まれるものであり、24時間連続で稼働している。クレーン設備は、じん芥クレーンと灰クレーン設備があり、じん芥クレーンは焼却炉にごみを供給するため使用するものであり、灰クレーンは灰をトラックに積み込むのに使用している。設備を構成する機器は機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより機器の性能や能力を維持し、クレーン設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、富士ホイスト工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場
(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場クレーン設備整備工事

2 契約相手方

富士ホイスト工業（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、焼却炉のごみの供給及び焼却灰の搬出を行う設備であり、24時間連続で稼働している。

クレーンを構成する機器や部材は、連続的な稼働により摩耗しやすい状況の下にあり、消耗部品や機器等を定期的に整備・交換することにより、適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は富士ホイスト工業(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事においてクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

(株)福島製作所

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場クレーンバケットのじん芥クレーンバケットは、貯留されるごみを積み替え・攪拌・投入し、灰クレーンバケットは一般廃棄物の処理を行った焼却灰をトラックに積み込むための設備であり、いずれも機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより、機器の性能や能力を維持し適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーンバケットは、(株)福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。

さらに、本工事についてはクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本クレーンバケットを設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。

また、整備後のクレーンバケットにおいて、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本クレーンバケットを設計・施工した(株)福島製作所である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

今回施工する西淀工場焼却設備整備工事は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の整備である。

本施設は、24時間連続で稼働しており、各設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

西淀工場 (電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

環境事業局西淀川工場線ケーブル取替工事におけるGIS工事

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

今回施工する環境事業局西淀川工場線ケーブル取替工事におけるGIS工事は、関西電力株式会社が実施する「環境事業局西淀川工場線ケーブル取替工事」に伴い必要となるGIS内部の部品取替え等を西淀工場において実施するものである。

西淀工場は24時間連続で稼働しており、同工事も発電設備、受変電設備等の稼働中に行わなければならない。

当工場の特別高圧受変電設備は、株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については特別高圧受変電設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

西淀工場（電話番号06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、J F Eエンジニアリング (株) において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したJ F Eエンジニアリング (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場
(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場 1号ボイラ設備ほか緊急復旧工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング (株)

3 随意契約理由

本工事は、当該焼却工場の1号ボイラ水管部第3キャビティ上部から第4キャビティの間でのボイラダストの大量付着による閉塞及び1号炉停止後点検で発見した1号集じん器内部の大量の飛灰詰まりにより、炉の運転が不可能な状況となっていることから、速やかな機能の復旧が必要なため緊急復旧工事を行うものである。

当工場のボイラ設備及び集じん設備は、三菱重工業 (株) において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工業 (株) のみであるが、三菱重工業 (株) については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) に統合し、事業を実施していることから、本整備工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場 (電話番号：072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場1号炉ボイラ水管緊急工事

2 契約相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

当工場の1号炉ボイラ水管の故障により焼却炉の運転が不可能な状況となっており、早期に焼却炉の運転を開始しなければ、ごみ処理計画に支障をきたし、ごみ処理事業の円滑な遂行に支障をきたす恐れがあるため緊急工事を行うものである。

当工場のボイラ水管は日立造船(株)独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本工事については、ボイラ水管が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。このような条件を満たすためには、当工場のボイラ水管を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、工事後の設備の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 鶴見工場

(電話番号06-6912-4700)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場電気計装設備整備工事

2 契約相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場電気計装設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみの焼却・破碎処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している電気計装設備並びに電子計算機設備の機能を維持できるように整備・調整を行うもので、設備の基幹部分となる機器等を交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の電気計装設備は、日立造船(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については電気計装設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場
(電話番号06-6463-4153)